

千葉県がんセンター研究上の不正行為に関する基本的対応規程

(Ver1.5改訂)

1 趣 旨

本規程は、千葉県がんセンター（以下、センターという。）に所属する研究者、医師及び研究に携わるもの（以下、研究者という。）が行なう研究において、研究上の不正行為及び公的研究費を含む競争的研究資金（以下、研究費という。）の不正使用（以下、研究不正という。）の防止を図ること及びセンターにおいて研究不正問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的として、センターにおける研究活動の行動規範及び遵守事項、並びにセンターに所属する研究者に研究上の不正行為又は研究費の不正使用に関する疑義が生じた場合のセンターの対応及び関係者のとるべき措置などを定めたものである。

また、研究不正防止対策の基本方針として、別紙1を定める。

2 文書の主管

2.1 本文書は、医事経営課が作成し管理する。

2.2 この規程の改廃は病院長の決裁をもって行う。

3 研究不正

「研究不正」とは、研究上の不正行為及び研究費の不正使用であり、研究の提案、実行、見直し及び研究結果を報告する場合及び研究費の執行・管理における次に掲げる行為をいう。ただし、意見の相違は研究不正に含まないものとする。

2.1 捏造（fabrication）：データや実験結果を意図的に作り上げ、それらを記録または報告すること。

2.2 改ざん（falsification）：研究試料・機材・過程に小細工を加えたり、データや研究結果を意図的に変えたり省略することにより、研究を正しく行わないこと。

2.3 盗用（plagiarism）：他人の考え、作業内容、結果や文章を適切な了承なしに流用し、自らの成果とすること。

2.4 研究費不正使用：国や関係省庁が所管する公的研究費、民間助成団体等の研究助成金（競争的研究資金）を、本来の目的以外に使用する又は不正な経理を行なうこと。

4 対象者

本規程は、センターにおいて研究業務に従事する研究者及び研究に携わる全ての職員（研究事務担当を含む）を対象者とする。

5 行動規範及び遵守事項

研究業務に従事する者は、センター職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る行動規準として活動しなければならない。また、別紙2のとおり『千葉県がんセンター研究活動における行動規範』を定める。

5.1 研究不正を行わないこと。

5.2 研究不正に荷担しないこと。

5.3 周りの者に対して研究不正をさせないこと。

5.4 研究不正を発見したとき直ちに報告すること。

6 健全な研究活動の実施

各所属長らは、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 6.1 各所属などにおいて、研究レポート、各種計測データ、実験手続きなどに関し、適宜確認すること。
- 6.2 研究員、テクニカルスタッフ、学生ら研究に携わる者には、実験ノートなどが個人の私的記録ではなく、各所属長が適切に管理するものであって、センターに帰属し、がんセンターが管理すべきものであるという意識を持たせるとともに、実験ノートの記載の方法に関し指導を徹底すること。
- 6.3 実験ノートと各種計測データなどを記録した紙・電子記録媒体などは、論文など成果物の発表後も一定期間（特段の定めがない場合は5年間）保管し、他の研究者らからの問い合わせ、調査照会などにも適切及び迅速に対応できるようにすること。
- 6.4 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で分担すること。
- 6.5 研究費は、個人が管理するものではなく、機関が管理するものであるという意識を持たせるとともに、経理は常に調査照会などにも対応できるように証拠書類は5年間保管すること。

7 不正の告発等

- 7.1 不正等に関する告発窓口は事務局管理課に設置する。連絡先は下記のとおりとし、面談・電話・FAX・メール・書面（郵送）等により受付が可能である。なお、センター職員及び外部の個人や団体、業者等からの告発に関して、告発者の氏名や団体・企業名等は匿名化され保護される。

【告発窓口】

千葉県がんセンター4階 事務局管理課

・所在地：〒260-8717 千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2

・電話番号：043-264-5431

・FAX番号：043-262-8680

・メール：fusei@chiba-cc.jp

- 7.2 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

8 説明責任

センターに所属する研究者で研究不正に係る疑いを持たれた者は、「千葉県がんセンター公的研究費不正防止計画」に定める最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負う。

9 研究不正への一次対応及び予備調査の実施

- 9.1 最高管理責任者は、研究不正に関する相談、調査の依頼又は通報を受け付けたとき、事案に応じて予備調査の要否を決定するものとする。また、センターに関する研究不正の問題がマスコ

ミ報道などによって取り上げられた場合も同様に対応する。

9.2 最高管理責任者は、前項による調査が必要であると決定したときは、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者らに命じて予備調査を実施する。

9.3 最高管理責任者は、調査に必要な資料を保全するため必要と認めるときは統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究部署などに対し、正当な事由がある場合を除いて次の各号を実施するに必要な措置を取ることができる。なお、これは10に定める調査委員会の実施にも適用される。

9.3.1 研究不正の疑義を受けた者（以下、被疑者という。）の研究室への出入り禁止

9.3.2 被疑者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止

9.3.3 所属部署などの研究業務の一時閉鎖

9.3.4 調査に係る物品の確保

9.3.5 被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止

9.3.6 当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査

9.3.7 その他、必要と判断した措置

10 調査委員会の設置

10.1 最高管理責任者は、前条の予備調査の報告を受け、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査（不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を実施すると共に、病院局長へ報告する。

10.2 不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、センターに属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置する。第三者の調査委員は、センター及び告発者、被告発者（被疑者）と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

10.3 センターは、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

10.4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

11 研究室の保全

最高管理責任者は、被疑者以外の研究員らの業務遂行手段を確保するために、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者などに必要な措置を要請するものとする。また、一時閉鎖を行った研究部署において資料などの保全を必要とする場合も同様とする。

12 被疑者からの弁明の聴取

調査委員会は、被疑者に対して弁明の機会を設けることとする。

13 調査結果の報告

調査委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、調査委員会から調査結果の報告を受けたとき、その結果を直ちに病院局長に報告する。

14 配分機関等への報告・協議

14.1 最高管理責任者は、不正告発を含め調査が必要と判断した事案が発生した場合、9から13に定める予備調査の実施、調査委員会の設置などを含め、調査方針や調査対象などの詳細を

配分機関に報告し、双方で協議を行うこととする。

- 14.2 最高管理責任者は告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に書面により報告し、以後の取扱い等について協議しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を行わなければならない。
- 14.3 最高管理責任者は調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正の事実を認定し、配分機関に書面により報告する。
- 14.4 最高管理責任者は配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を書面により配分機関に報告する。
- 14.5 当該事案における調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関から求めがあった場合は、資料の提出及び閲覧、現地調査等に応じなければならない。

15 調査結果の開示

最高管理責任者は、調査結果を調査関係者に開示する。

16 不服申立

最高管理責任者が開示した調査結果に対し、調査関係者において不服があるときは、調査結果を開示した日から起算して10日以内に、最高管理責任者に不服申し立てを行うことができる。

17 研究不正が認定された場合の対応措置

- 17.1 病院局長は、最高管理責任者からの調査報告に基づき、被疑者の研究不正の事実を認定したときは、研究不正の認定を受けた者（以下、不正認定者という。）の処遇を千葉県が定める「千葉県職員倫理条例」、「千葉県職員倫理規則」及び「倫理条例又は倫理規則に違反した場合の懲戒処分基準」に基づき決定する。
- 17.2 不正認定者には、病院局長が研究不正を認定した日以後、禁止が解除されるまでの間、内外の研究費の使用を禁止する。
- 17.3 不正認定者には、既に使用した研究費について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、その全部または一部を返還することがあるとともに、刑事罰が適用される場合がある。
- 17.4 本条各項は、センターに所属する研究活動にかかわる研究者及び全ての職員（非常勤職員を含む）に適用される。

18 調査結果の公表

最高管理責任者は調査委員会の調査結果の概要を、原則として公表するものとする。

19 所属長らへの対応

当該不正認定者に関係する研究部署の所属長らに管理責任があると認められるときは、病院局長は千葉県職員倫理条例、千葉県職員倫理規則及び倫理条例又は倫理規則に違反した場合の懲戒処分の基準に基づき処分を検討する。

20 研究不正が認定されなかった場合の対応措置

調査の結果に基づき、最高管理責任者が被疑者に研究不正の事実はないと認めたときは、関係各部署などに対し次の各号に示す必要な措置を取るものとする。

- 20.1 研究不正に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- 20.2 全ての調査関係者へ被疑者の発表論文などが適正であることの通知
- 20.3 被疑者の不利益発生防止策の実施並びに名誉回復にかかる措置（必要に応じて公表も含む。）
- 20.4 被疑者への精神面も含めた支援の実施
- 20.5 その他必要な措置

21 留意事項

最高管理責任者は、被疑者以外の室員らについて、調査開始後、速やかに精神面も含めて可能な限りの支援を行う。

22 調査協力者らに不利益をもたらす行為などの阻止

- 22.1 最高管理責任者は、研究不正の対応及び措置に関し、調査協力者らが不利益を受けることのないよう十分に配慮するものとする。
- 22.2 最高管理責任者は、予備調査結果を含め、調査結果において十分な根拠がなく研究者を陥れることを目的とした行為があったと判断したときは、それを研究妨害とみなし、当該行為者に対し、千葉県職員倫理条例、千葉県職員倫理規則及び倫理条例又は倫理規則に違反した場合の懲戒処分の基準に基づき処分を検討する。

23 協力義務

センターに勤務する全ての職員は、研究不正の調査等について協力しなければならない。

24 事務局

本規程を円滑に運用するための事務局を事務局医事経営課に置くものとする。

25 不正防止計画

研究費の不正防止計画に係ることについては、別途「千葉県がんセンター公的研究費不正防止計画」に定めることとする。

26 取引業者への処分

- 26.1 不正な取引に関与した業者への対応について、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止基準」に基づき取り扱う。
- 26.2 取引業者が正当な理由なく契約の辞退、または契約期間中に契約解除をした場合、及び不正によりセンターから契約解除した場合、解除した日の翌日から起算して1年6カ月間の取引停止を行う。

27 関連する文書

- 27.1 千葉県がんセンター公的研究費不正防止計画
- 27.2 千葉県職員倫理条例
- 27.3 千葉県職員倫理規則
- 27.4 千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止基準

28 改訂履歴

- 28.1 平成18年11月20日から施行する。(Ver1.0)
- 28.2 平成27年 8月31日に改訂する。(Ver1.1)

28.3 令和元年 7月10日に改訂する。(Ver1.2)

28.4 令和元年 8月29日に改訂する。(Ver1.3)

28.5 令和6年12月24日に改訂する。(Ver1.4)

改訂の概要：文書管理委員会推奨フォーマットに準拠

2「文書の主管」を追記

7「不正の告発等」告発窓口所在地を訂正

14「配分機関等への報告・協議」本文中の条文番号を訂正

27「関連する文書」を追記

28.6 令和7年9月1日に改訂する。(Ver1.5)

改訂の概要：コンプライアンス総括責任者の名称をコンプライアンス推進責任者に変更

千葉県がんセンター（研究所）における研究不正防止対策の基本方針

公的研究費の原資は、国民・県民から徴収した貴重な財源であり、千葉県がんセンター（以下、センター）における研究活動は、国民と社会からの信頼と負託によって成り立っている。

そのため、研究費の不正使用は国民と社会からの信頼に反する行為であり、公的研究費は、研究者の個人の責任とともにセンターの責任において適正に管理されなければならない。

センターは、公的研究費の不正使用防止に向け、不正使用を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する管理体制を整備すると共に、下記のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

記

- 1 不正使用防止対策に関する責任体制を確立・明確化し、センター内で周知する以外に外部へも公表する。
- 2 毎年1回以上、コンプライアンス教育研修を開催し、研究者及び研究に携わる全ての職員の意識向上と公的研究費の使用ルール等の周知・徹底を図る。
- 3 不正防止計画を策定し、不正防止のため具体的な対応策を継続的に実施する。
- 4 適正な予算執行が行えるよう、確実かつ効率的なチェック体制を構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
- 5 公的研究費の不正使用が発生しない組織体制を構築し、それぞれの研究課題が適正に遂行されているかを評価するため、内部監査を実施する。

千葉県がんセンター研究活動における行動規範

- 1 研究は、人類の発展と社会の発展のために必要不可欠な活動である。研究の成果は公開されることにより研究者及び研究機関相互の厳密な評価を受け、知識や技術が人類共有の財産として蓄積され活用される。当センターは公営の研究機関であることも踏まえ、研究活動に携わる者は、国民と社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとして取り組む必要がある。
また、研究者個人が研究活動についての透明性と高い倫理観をもって努めることは当然の責務である。
- 2 研究活動における不正行為は、研究者の基本的な行動思想に反するものであり、研究者の活動の場である千葉県がんセンターに対する社会の信頼を著しく損ない、研究活動を阻害する危険をもたらすと共に、その分野における科学の進歩・進展を妨げることになる。それは、科学研究の基盤を脅かし、国民・社会に対する重大な背信行為である。科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことは勿論であるが、広く国民や社会、国内外の研究者や研究機関による評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならない。科学研究に携わる者は、自身が遂行する研究において、透明性を保証すると共に、説明責任を果たすための具体的な措置を講じなければならない。
- 3 全ての研究活動に携わる者は、負託された研究費の適正使用の観点からも、その責任は重大である。千葉県がんセンターにおける研究活動を支える全ての関係者に、十分な説明責任を果たすことにより、研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の責務であり、それなしには研究の自由はない。この責任を果たすことこそが、千葉県がんセンターで科学研究を実施するための基本的な義務である。